

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

南陽市

2 構造改革特別区域の名称

ぶどうの里なんようワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

南陽市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

南陽市（以下「本市」という。）は、東に奥羽山脈をひかえ、南から西にかけて吾妻山系と飯豊山系に囲まれた山形県南部の置賜盆地に位置している。東西 14.8 k m、南北 22.6 k m、面積 160.52 k m²で、市内を南北に吉野川と織機川が貫通し、南端部を東西に流れる最上川に合流し、市域の東部、北部及び西部には 400～900m級の山々が連なり、中部から南部にかけての平地に市街地が形成されている。道路網は、国道 1 3 号、国道 1 1 3 号、国道 3 4 8 号、鉄道は JR 山形新幹線が整備されており、東京駅から赤湯駅まで 2 時間程度の距離であり、首都圏からのアクセスは良好である。

(2) 気候

本市の気候は、昼夜、冬夏の寒暑の差が大きい典型的な内陸性の気候で、最高気温は 38.9℃、最低気温は -19.0℃を記録しており、年間平均気温は 11.0℃前後となっている。

また、年間降水量は 1,140mm、冬期の降雪量は 100～150cm 程度、年間平均日照時間は 1,600 時間程度となっている。

(3) 人口

国勢調査による人口は、昭和 60 年の 37,146 人から減少に転じ、平成 22 年では、33,658 人と減少傾向にある。平成 28 年 4 月 1 日現在の人口及び世帯数は 32,408 人、11,219 世帯である。

(4) 産業

2010 年（平成 22 年）国勢調査による就業人口は 16,344 人であり、産業別割合は、第 1 次産業が 1,840 人（11.3%）、第 2 次産業が 5,217 人（31.9%）、第 3 次産業（分類不能の産業含む。）が 9,123 人（55.8%）である。

第 1 次産業は、本市を含む置賜地域では水稻中心であるが、本市は水稻を基幹作物

として果樹・畜産・野菜等を組み合わせた複合経営体を中心である。ブドウやサクランボ、リンゴ、ラ・フランスなど、果樹が豊富である。特にブドウ栽培には約 300 年山形県内のブドウ発祥地としての歴史があり、生食用ブドウの産地として知られており、長年培った生産技術と恵まれた地理的条件を活かして高品質な果実が栽培されている。

また、ワイン醸造も明治半ばより始まり、明治時代から続く歴史あるワイナリーを含め、県内 12 社のうち、4 社が集積しているなどブドウによる産業が盛んな地域である。

(5) 地域づくり

本市の第 5 次南陽市総合計画に掲げた将来都市像「確かな未来へ 夢はぐくむまち南陽」を基盤として、「教育」「産業」「健康」を 3 本の柱とし、赤湯温泉、ワインなどの地域に今ある資源を見直し、独創性に優れた活力あるまちづくりを行っている。

また、南陽市まち・ひと・しごと総合戦略を昨年 9 月に策定し、3 つの基本目標「若い世代が安心して働けるための産業振興及び農業振興と雇用の創出」「希望に応じた結婚、出産、子育て、働き方ができる環境づくり」「定住の促進と安全で安心な地域づくり」を掲げており、農業振興による雇用の創出に取り組んでいる。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

本市は、ブドウによる産業が盛んな地域で、特にワイン醸造技術が高い。しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足は年々深刻になってきており、遊休農地・耕作放棄地が増加するなど環境・景観が悪化している。

また、平成 17 年 11 月に「国産ワイン表示に関する基準」が改正されたことにより原料となる醸造用ブドウの入手先の確保等の課題も生じている。

本特例措置を活用することにより、初期投資の少ない小規模施設で酒類製造、販売が可能となり、新規ワイナリー参入者の増加を図り、既存ワイナリーを含め地域ブランドとして、地域振興を図ることができる。

農業の観点からは、生食用ブドウ栽培よりも労働力が軽減される醸造用ブドウ需要が見込まれることにより、栽培品種の植栽による遊休農地及び耕作放棄地の解消、南陽産のブドウによるワイン製造へと繋げて行くことが可能になるため本特例措置が必要である。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市は現在、赤湯地区、中川地区を中心にブドウ生産農家が多く、地域ブランド品目としてのブドウでは県内有数の産地となっているが、高齢化と後継者不足によって生産農家の減少と耕作の放棄が懸念されている。

そのような中、本市には現在、自家生産を行っている伝統あるワイナリーが 4 社あり、果樹生産に適した気候や農業条件が整っている上に、生産、醸造の技術が高く、

醸造用ブドウを用いて醸造したワインも秀逸である。

規制の特例措置活用により、生食用ブドウ生産地としての当地において、新たに醸造用ブドウの生産が始まることで、ワイン製造に参入しやすく、また、新規参入した小規模ワイナリーが増加し、それぞれが連携しながら個性あるワインづくりを行うことで、新たなワイン産地が形成され農業経営の選択肢の拡充、果実の付加価値化が図られる。

これらのことから、生食用ブドウ生産のみならず、醸造用ブドウの産地化の進展、それに伴う耕作放棄地の解消や新規就農者の確保など、包括的な農業振興施策として展開が期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置の活用により、地域の特産果実を用いた果実酒及びリキュールの製造が比較的小規模な施設からでも可能となる。これにより、多様な小規模ワイナリーの参入を促し、これまで本市が進めてきた農業施策との相乗効果により、ぶどう生産の拡大による耕作放棄地の解消、新規就農者の確保、農家所得向上や経営安定化など、地域経済全体の活性化を目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 新たな特産品と地域ブランドの創出

本市は、4社の老舗ワイナリーの存在や、醸造用ブドウ栽培に適した土壌等から、近い将来新たなワイン産地となり得る地域とワイン関係者も関心を寄せている。今回の特例措置により、個性的な小規模ワイナリーの設立が図られ、本市の特産品としての認知度が高まる。

また、複数の生産者がそれぞれ特色あるワインを製造することで消費者の多様なニーズにもこたえることが可能となり、それらを総称するものとしてワインの産地「NANYO」が確立される。

【特産酒類の製造に関する目標】

区 分	平成29年度	平成34年度	平成39年度
特産酒類製造事業者数	1件	3件	5件
特産酒類製造量	2,000kl	8,000kl	15,000kl

(2) 地域農業の特性

農業の担い手不足、耕作放棄地問題が深刻化している。生食用と比較して省力栽培が可能な醸造用ブドウの生産拡大、ワイン製造による経営多角化、高付加価値化による農業収益増加を通じて地域農業再生に結びつけることができる。

(3) 交流人口拡大による地域経済活性化

本市は、開湯 920 年余の伝統ある赤湯温泉、1,200 年以上の歴史を誇る熊野大社、全国一の文化と技を誇る「南陽の菊まつり」等の観光資源があり、「世界最大の木造ホール」としてギネス世界記録®に認定いただいた南陽市文化会館を核とした新たな交流人口の増加を図っている。

加えて、南陽産ワインのブランド化により交流人口の拡大が図られる。

また、将来的には近隣の上山市、高畠町等と連携して、地域の観光ルートに多様なワイナリーを取組むことで、新たな客層の誘致が図られる。

8 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ブドウ、サクランボ、リンゴ、ラ・フランス又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載した者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

南陽市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、地域の特産物として指定された農産物（ブドウ、サクランボ、リンゴ、ラ・フランス又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した農産物（ブドウ、サクランボ、リンゴ、ラ・フランス又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業者の経営多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産拡大等の地域農業の振興が図られるとともに、地域住民及び異種業者の連携、都市住民等との交流拡大による地域活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。